

## 平成30年度「自ら評価」案件候補の外部募集 (ホームページによる公募)について

平成30年8月1日  
内閣府食品安全委員会事務局

### 提案募集

食品安全委員会が自ら行う食品の安全性に関する食品健康影響評価の案件候補を募集します

#### 1. 概要

食品安全委員会では、厚生労働省、農林水産省等のリスク管理機関からの要請により行う食品健康影響評価（注1）に加え、案件を食品安全委員会自らが選定して行う食品健康影響評価（「自ら評価」）を行っています。

（注1）新たな食品添加物を指定する、残留農薬等の規格・基準を設定する等の場合に行う、食品に含まれる様々な物質、生物を摂取することなどによる人の健康への影響に関する、科学的知見に基づく評価。

食品安全委員会では、今年度も「自ら評価」の案件を選定するに当たり、広く皆様から案件候補の募集を行うことと致しました。

皆様方におかれましては、日々の食生活等を通じ、食品健康影響評価の実施が必要と考えられる食品やこれに含まれる物質、生物等のハザード（危害要因）がございましたら、積極的に御提案ください。

<参考1>これまでに食品安全委員会が「自ら評価」案件として選定したもの。

「アレルギー物質を含む食品」（平成27年度）

「フモニシン」（平成26年度）

「クドア（クドア属粘液胞子虫）」（平成24年度）

「加熱時に生じるアクリルアミド」（平成22年度）

それ以前の案件も含めて、ホームページに掲載しています。

[http://www.fsc.go.jp/hyouka/mizukara/mizukara\\_index.html](http://www.fsc.go.jp/hyouka/mizukara/mizukara_index.html)

また、食品安全委員会での審議の結果、「自ら評価」案件としては選定されなかったものでも、ファクトシート（注2）を作成する案件、情報収集・情報提供を行う案件等とされる場合もありますので、積極的に御提案ください。

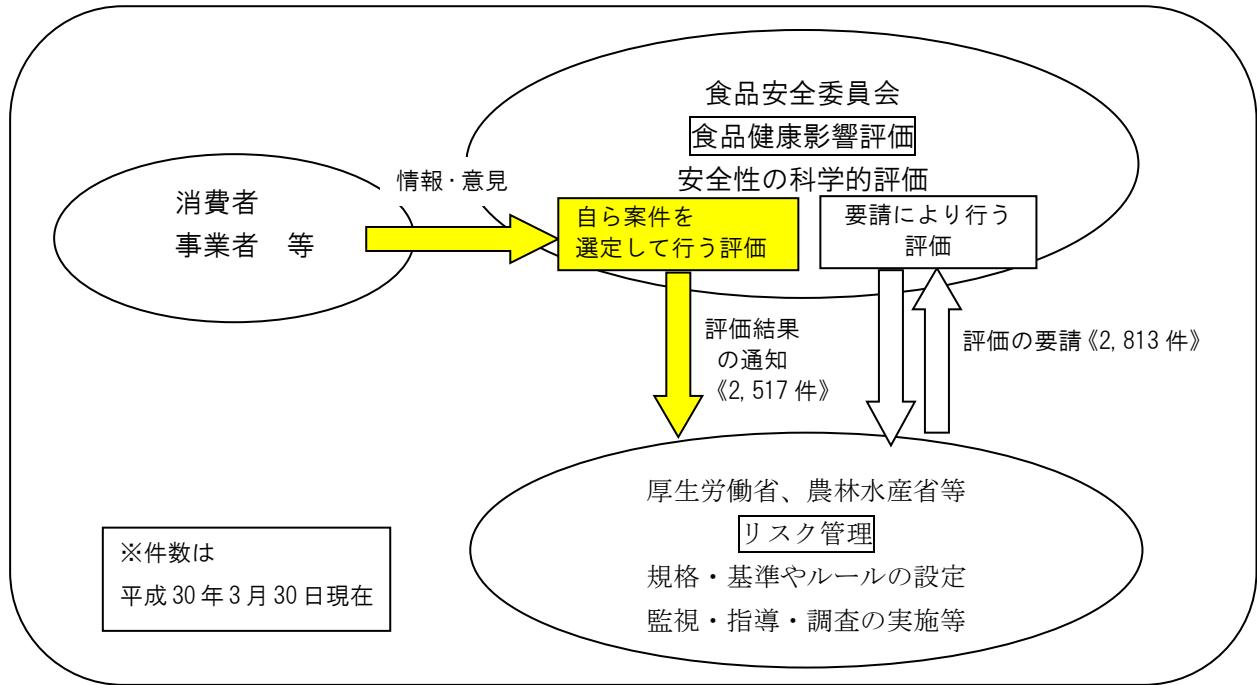
（注2）ハザードごとに国際機関や国内外のリスク評価機関が公表した評価結果、最新の研究成果及びリスク管理措置等の情報を収集・整理した、科学的知見に基づく概要書。

<参考2>「自ら評価」案件としては選定されなかったものの、積極的に情報収集・情報提供を行う案件とされたもの。

「カフェイン」（平成28年度）

「人工甘味料」「クルクミン」「ジャーサラダ」（平成27年度）

<参考3>食品の安全性に関する食品健康影響評価の仕組み



## 2. 「自ら評価」の案件候補の要件

「自ら評価」の案件候補については、以下に掲げる要件のいずれかに該当する必要があります（詳細は別添を御覧ください。）。

- (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること
- (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること

また、選定に当たっては、上記に加え、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮します。

御提案に当たっては、案件候補名を具体的に記載してください。また、それらが選定基準に該当することを説明する情報を併せてお送りください。

これらの情報については、例えば、次に掲げる情報が考えられます。

- ・食品による健康被害発生又はそのおそれを示唆する情報
  - ・危害要因がどのような食品にどの程度含まれているか、人がどの程度摂取しているか等に関する情報
  - ・危害要因が含まれている食品の流通状況に関する情報
  - ・国内外での食品健康影響評価及びリスク管理の状況に関する情報
  - ・公表されている研究・調査の報告書、学術論文等があれば、その報告書の名称、論文表題掲載紙の名称・刊号等に関する情報

なお、これまで、「現在評価中又は評価済みのもの」、「食品の問題ではないものの（環境汚染物質等）」、「リスク評価の問題ではないもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取様態・使用方法に関するもの）」と判断されたハザード又は個別の食品（Aという会社のBという商品名等）は、原則として採用されていません。

### **3. 案件候補の提出方法**

電子メール、ファクシミリ又は郵送のうちいずれかの方法で次の事項を記入の上、提出してください。電話による御連絡は御遠慮ください。

なお、提出いただいた内容について、詳細を確認させていただく場合がありますので連絡先は必ず記入ください。

#### **(1) 記入事項**

- 【1】案件候補名
- 【2】案件候補とする理由
- 【3】案件候補とする情報等
- 【4】氏名（法人の場合は法人名・部署名等）
- 【5】職業（個人の場合のみ）
- 【6】連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）

#### **(2) 宛先**

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内

「『自ら評価』の案件候補の募集」募集担当 宛

○ 電子メールの場合：食品安全委員会ホームページの下記URLから送信可能です。

<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0956.html>

○ ファクシミリの場合：03-3584-7392

○ 郵送の場合：〒107-6122 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル22階

なお、ファクシミリでお送りいただく場合には、表題を「「自ら評価」の案件候補の募集」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同様の朱書きをしていただきますよう、お願ひいたします。

#### **(3) 締め切り**

平成30年8月31日（金）（必着）

#### **(4) 提出上の留意事項**

- 提出していただく情報は、日本語によるものに限らせていただきます。
- 個人は、氏名・住所・職業・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載してください。なお、これらは、必要に応じ当方からお問合せをさせていただく場合や意見・情報がどのような立場からのものかを確認させていただく場合のためにお尋ねしております。
- 提出していただく情報につきまして個別に回答いたしかねますことを御了承願います。
- 電子メールにより提出いただく場合、文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。
- 文字数制限500文字です。超過する場合には、分割して送信をしてください。

#### **【本件連絡先】**

内閣府食品安全委員会事務局  
情報・勧告広報課 田口、上原  
電話：03-6234-1140、1146

企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う  
食品健康影響評価対象候補の選定の考え方  
(平成16年6月17日食品安全委員会決定)

最終改正：平成25年7月8日

企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。

当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮するものとする。

案件候補の選定基準

次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
  
- (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。